

◎新潟県告示第1041号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年9月3日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置               | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|-------------------|----------|----------|
| 糸魚川市桜木10番の内、16番の内 | 6.00     | 44.99    |